

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「今年度から新たに設けられた就業促進定着手当（雇用保険）について」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

平成26年4月より、雇用保険の失業等給付のひとつとして新たに「就業促進定着手当」が設けられました。今回はこの手当の内容についてご説明しましょう。

就業促進定着手当は、「再就職手当の支給を受けた人」が、「再就職後の職場で6カ月以上引き続き雇用保険被保険者として雇用」され、「再就職先での6か月間に支払われた賃金が、前職を辞めた時の賃金よりも下がっている」場合に受けることができます。

1. 「再就職手当」とは？

再就職手当は、基本手当（一般的には失業手当と言われるものです）の受給資格がある方が再就職して雇用保険被保険者となった場合等に、基本手当が支給される筈だった残りの日数が、所定給付日数（基本手当が支給される全ての日数）の3分の1以上あり、一定の要件に該当する場合に支給されます。支給額は、所定給付日数の支給残日数×給付率×基本手当日額（一定の上限あり）です。

2. 支給対象者とは？

支給対象者は、平成26年4月1日以降に再就職し、以下の要件を全て満たす人が対象となります。

- ① 再就職手当を受けていること
- ② 再就職の日から引き続き6カ月以上同じ事業主に雇用保険被保険者として雇用されていること
- ③ 再就職後の6ヶ月間の賃金を180で割った金額（これを賃金日額と言います）（※1）が、離職前の賃金日額を下回っていること

※1 月給制の場合です。日給・時間給の場合は、次のいずれか高い方の金額になります

(1) 再就職後6カ月間の賃金÷180

(2) 再就職後6カ月間の賃金÷賃金支払基礎日数（簡単に言えば出勤した日数のこと）×0.7

3. 支給額

支給額は、以下の計算式で算出された金額です。

離職前と再就職後の賃金日額の差額 × 再就職後6カ月間の賃金支払の基礎となった日数（※2）

※2 月給制の場合は暦日数（30日、31日など）、日給月給の場合はその基礎となる日数、日給制・時給制の場合は出勤した日数

ただし、支給額には上限があります。

上限額：基本手当日額（※3） × 再就職手当を受ける前の支給残日数 × 0.4

※3 基本手当の日額の上限は、平成26年は5,840円（60歳以上65歳未満は4,729円）であり、毎年8月1日に変更されることがあります。

4. 手続き

就業促進定着手当の支給申請書は再就職してから5カ月後にハローワークから本人に郵送される段取りになります。申請する際には、事業主の証明を受けた出勤簿のコピーと給与明細または賃金台帳のコピーを添付する必要がありますので、本人から会社へ問い合わせが入る可能性があります。

ですので、平成26年4月1日以降に再就職で入社した社員については、再就職手当を受けたかどうかを確認しておき、書類をスムーズに用意できるように準備しておきましょう。